

第1章 景観計画の区域

1. 景観計画の区域

景觀育成重点地域

[illegible]

一般地域における届出対象行為と規模(抜粋)

行為の種類	届出対象規模
(1)建築物の新築、増築、改築又は移転	高さ13m超又は建築面積1,000㎡超
(2)建築物の外観の変更	変更に係る面積が400㎡超
(3)プラント類、自動車庫庫、貯蔵施設類、処理施設類の新設、増築、改築若しくは移転、外観の変更	高さ13m超又は築造面積1,000㎡超
(4)電気供給施設等の建設等	高さ20m超又は築造面積1,000㎡超
(5)太陽光発電施設の建設等	太陽電池モジュールの合計面積1,000㎡超

景觀形成基準(抜粋)

行為の種類	一般地域
共通事項	信州の景観の特徴となっている眺望景観の質を高めるため、次に掲げる事項に留意し、地域への導入部となる街路等からの見通しや地域の優れた見晴らし景観と調和した一体的な景観の育成に努めること。 ア 良好な景観の育成に資する被眺望地となる景勝地等への眺望を阻害することがないように努めること。 イ ランドマーク等への眺望を阻害することがないように努めること。 ウ 沿道等からの眺望景観を保全するため、スカイラインの保全や周辺の基調となる優良な景観との調和に努めること。
地区別事項 (田園地域)	配置：道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。 規模：周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。 形態意匠：周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。 材料：周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。 色彩：けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とすること。 敷地の緑化：敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。

景観育成の基本理念

共に磨き、未来につなぐ、美しく豊かな信州の景観

区分	景観育成方針(抜粋)
都市地域	・歴史的・文化的資源や地域の自然環境を活かし、地域に根ざした個性ある都市の景観を育成します。 ・まち並みとしての調和に配慮し、建築物の形態、色彩などの連続性を確保します。
沿道地域	・沿道の広告物・建築物等の調和に配慮し、道路や鉄道からの眺望を確保します。
田園地域	・四季折々の変化を見せる山並みへの眺望の確保を図ります。
山地・高原地域	・都市、沿道、田園等から眺望に配慮し、美しいスカイラインを確保します。



1. 景観重要建造物の指定の方針

- 周辺地域の情景を特徴づける建造物のうち、景観計画区域の良好な景観の育成に資するもの
- 2. 景観重要樹木の指定の方針
- 周辺地域の情景を特徴づける樹木のうち、景観計画区域の景観育成に資するもの
- 3. 景観資産の指定及び活用に関する事項
- 地域の自然、歴史、文化等からみて、当該建造物等の外観又は樹容が景観上の特徴を有し、地域の良好な景観の育成に資するもの、かつ、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもの
- 4. 屋外広告物の表示等の制限に関する事項
- 屋外広告物は、良好な景観の育成に関する方針との調和が保たれるもの
- 5. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項
- 自然の造形を背景として、地域の気候風土に適した形で農林業を営む中で、地域の景観に配慮しつつ良好な営農条件を確保する観点から策定する
- 6. 広域景観アセスメント制度の実施に関する方針
- 市町村界に捉われない広域的な景観誘導を図る広域景観アセスメント制度の運用方針を規定
- 7. 広域景観エリア協議会による景観誘導
- 景観特性により区分けを行った広域景観エリアにおける景観育成について協議会組織を設置
- 8. 景観整備機構の指定に関する方針
- 県と役割分担しながら、ともに良好な景観の育成を進めるため、景観の育成に資する業務を行うNPOや公益法人をその法人を長野県景観整備機構として指定する

1. 公共施設の整備に関する基本事項

- ① 機能性、安全性、経済性及び事業の目的を踏まえた上で、デザインの向上、水辺空間・緑豊かな空間の創出等に努める。
- ② まち並みや、自然環境との調和に配慮し、地域の特性を生かすよう努める。
- ③ 事業相互の連携により、周辺景観と調和した一体的な景観の育成に努める。
- ④ 信州の景観の特徴となっている眺望景観の質を高めるため、地域への導入部となる街路等からの見通しや地域の優れた見晴らし景観と調和した一体的な景観の育成に努める。

2. 景観重要公共施設の指定及び整備に関する事項

- ・ 広域景観エリアの骨格的な道路、河川を景観重要公共施設として指定し、良好な景観育成を進める。
- ・ 景観重要公共施設は、対象地域の景観特性やまちづくりに資するデザインとなるよう、公共空間の高質化を進める。